

輪島市監査公表第 11 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、
同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 26 年 2 月 6 日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年 1月24日（金）東陽中学校

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

4 監査の範囲及び方法

平成25年度（平成25年4月から12月まで）における学校管理に係る財務の執行状況及び学校施設、備品等の管理状況について校長から説明を聴取し、質疑応答を行うとともに関係書類等を東陽中学校において実地監査した。

5 監査の結果等

学校管理に係る財務の執行状況及び所管の業務については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象の学校に対しては、執行時一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○東陽中学校の安全対策については、防災・防火管理計画等に基づき、地震津波・火災の各避難訓練が実施されていた。今後においては、訓練後の反省点・課題の解決に努め、休息時間中や清掃中、さらに登下校中の場合なども想定し、災害の発生時間や場所に変化を持たせた訓練を実施し、教師の指示を受けなくても生徒自らが、危険を判断し安全な避難行動が取れる事を目的とした訓練をされたい。また、特別な支援を要する生徒が在籍している場合には、その特徴や個別の配慮事項について全教職員で共通理解を図ることを望む。

○校舎昇降機保守点検業務においては、点検後の報告時には、必ず複数の教職員で、確認し安全性確保に引きつづき努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。